

令和4年

第2回市議会臨時会 議案第5号

函館市介護保険条例の一部改正について

函館市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年5月23日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市介護保険条例の一部を改正する条例

函館市介護保険条例（平成12年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の2中「令和2年度分および令和3年度分」を「令和3年度分および令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第1号被保険者等について、令和4年度分の保険料等に係る減免申請書の提出期限の特例に関する規定を整備するため